

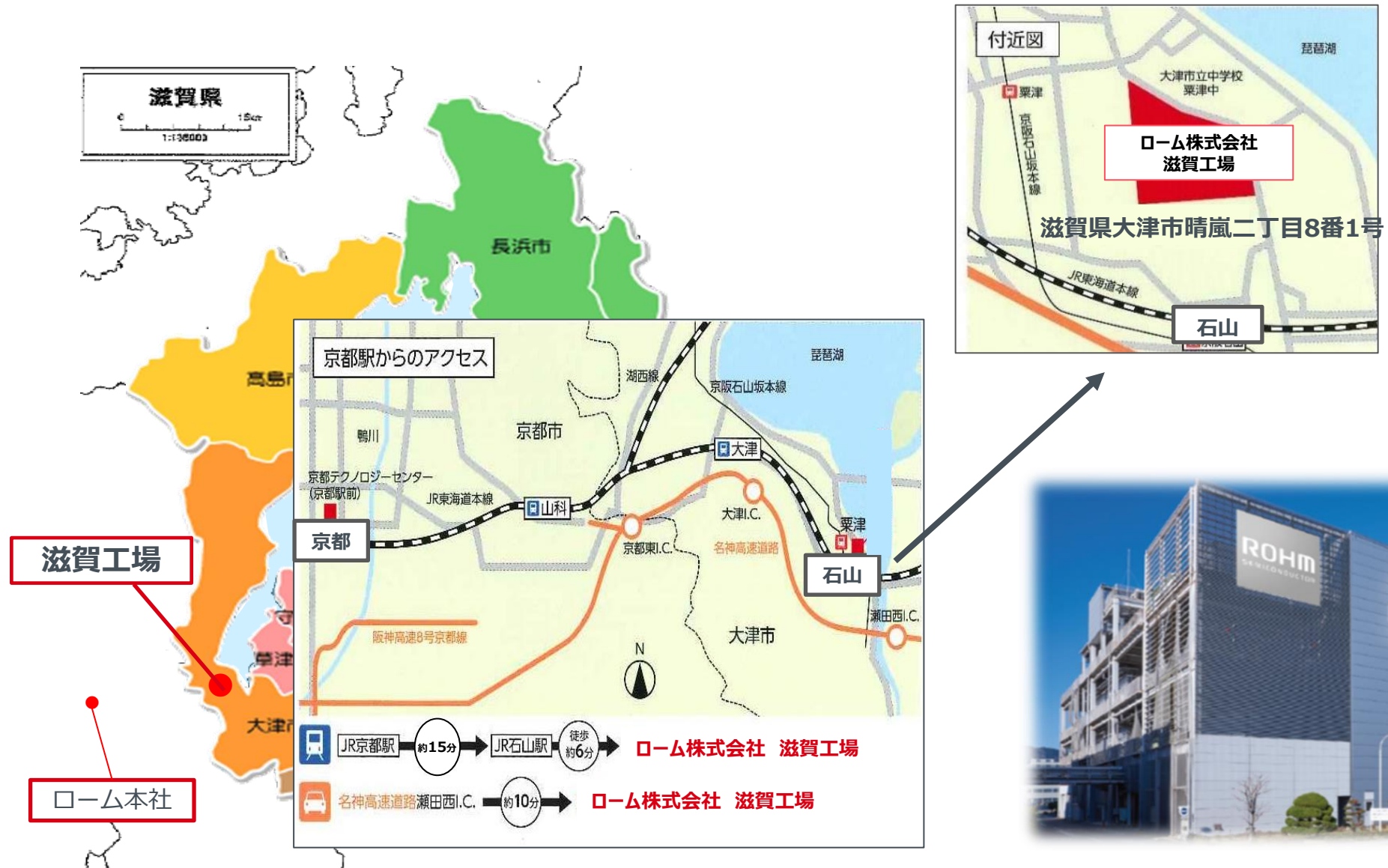


Electronics for the Future

2024年度 環境報告書



ローム株式会社 滋賀工場



企業目的

われわれは、つねに品質を第一とする。

いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、
文化の進歩向上に貢献することを目的とする。

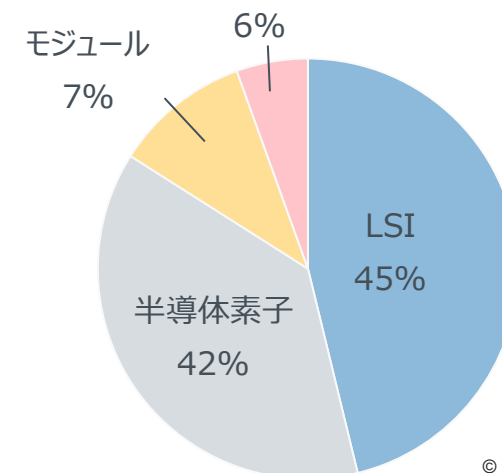
ステートメント（ロームの目指す姿）

Electronics for the Future

ロームは、エレクトロニクスの技術で、社会が抱える様々な課題を解決し、
未来に向けて、人々の豊かな暮らしと、社会の発展を支え続けていきます。

設立年月日	1958年9月17日
資本金	86,969百万円（2025年3月31日現在）
代表者	代表取締役社長 / 東 克己
売上高	448,466百万円（2025年3月期）
従業員数	22,608人（2025年3月31日現在）
グループ会社	国内：5社 海外：30社（2025年3月31日現在）

品目別売上比率(連結) その他



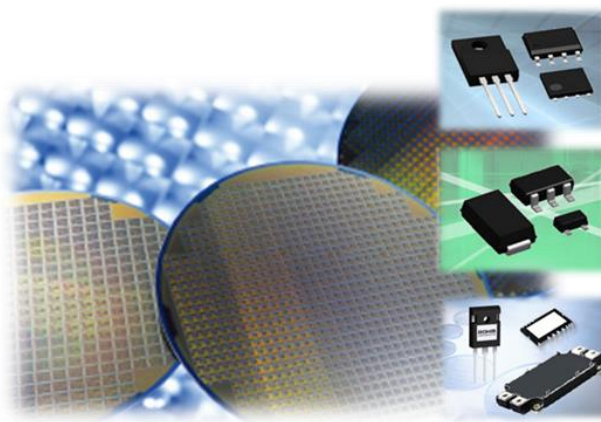
■ 工場概要

- ・所在地 滋賀県大津市晴嵐二丁目8番1号
- ・設 立 2015年 4月20日 (ローム滋賀株式会社)
- ・事業内容 MOSFET、IGBT、Di、RASMID



● ■ 沿革

- ・ 2016年 2月 1日 ローム滋賀株式会社操業開始 (ルネサスから200mmラインを取得)
- ・ 8月 22日 トランジスタ(MOSFET)量産投入開始
- ・ 11月 15日 RASMID(Di)量産投入開始
- ・ 2017年 8月 10日 ISO9001(2015)認証登録
- ・ 11月 10日 ISO14001(2015)認証登録
- ・ 12月 27日 ダイオード(SBD)量産投入開始
- ・ 2018年10月 2日 OHSAS18001認証登録
- ・ 11月 9日 IATF16949(2016)認証登録
- ・ 2019年 4月 12日 IGBT量産投入開始
- ・ 2020年 4月 1日 ローム株式会社に統合され、 滋賀工場として操業開始



COPY

ISO 14001
マネジメントシステム登録証

登録証番号 : JQA-EM0170

登録事業者 :
ローム株式会社
本社
京都市右京区西院溝崎町 2 1

当機構は、上記事業者の環境マネジメントシステムを審査した結果、付属書に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します。

ISO 14001 : 2015 / JIS Q 14001 : 2015

登録日 : 1998年 5月 29日
登録更新日 : 2024年 11月 17日
有効期限 : 2027年 11月 16日
本登録証の有効性は、当機構までお問い合わせの上、確認することができます。

一般財団法人 日本品質保証機構
東京都千代田区神田須田町 1-2 5
理事長 石井 裕 晶

Member of
IQNET

JQA

23.05 D7501206

COPY

ISO 14001
付属書

登録証番号 : JQA-EM0170

登録事業者 :
ローム株式会社
本社

登録活動範囲 :
半導体をはじめとする電子部品等の設計・開発、製造、販売及び物流管理

関連事業所 :

- ・ローム株式会社 本社
京都市右京区西院溝崎町 2 1
[L S I 及び電子部品等の設計・開発、製造及び販売]
- ・ローム株式会社 滋賀工場
滋賀県大津市晴風 2-8-1
[ディスクリット半導体 (前工程) の製造]
- ・ローム株式会社 横浜テクノロジーセンター
横浜市港北区新横浜 2-4-8
[L S I の設計・開発及び販売]
- ・ローム・ワコー株式会社
岡山県笠岡市富岡 1 0 0
[L S I、ダイオード、発光ダイオード及び半導体レーザの製造]
- ・ローム・ワコー株式会社 ロジステックセンター
岡山県浅口市鴨方町益坂 7 5
[ロームグループ製品の物流管理]
- ・ローム・アポロ株式会社 本社
福岡県八女郡広川町大字日吉 1 1 6 4-2
[トランジスタ、ダイオード、タンタルコンデンサ、抵抗器、モジュールの製造]

登録日 : 1998年 5月 29日
登録更新日 : 2024年 11月 17日
有効期限 : 2027年 11月 16日
本登録証の有効性は、当機構までお問い合わせの上、確認することができます。

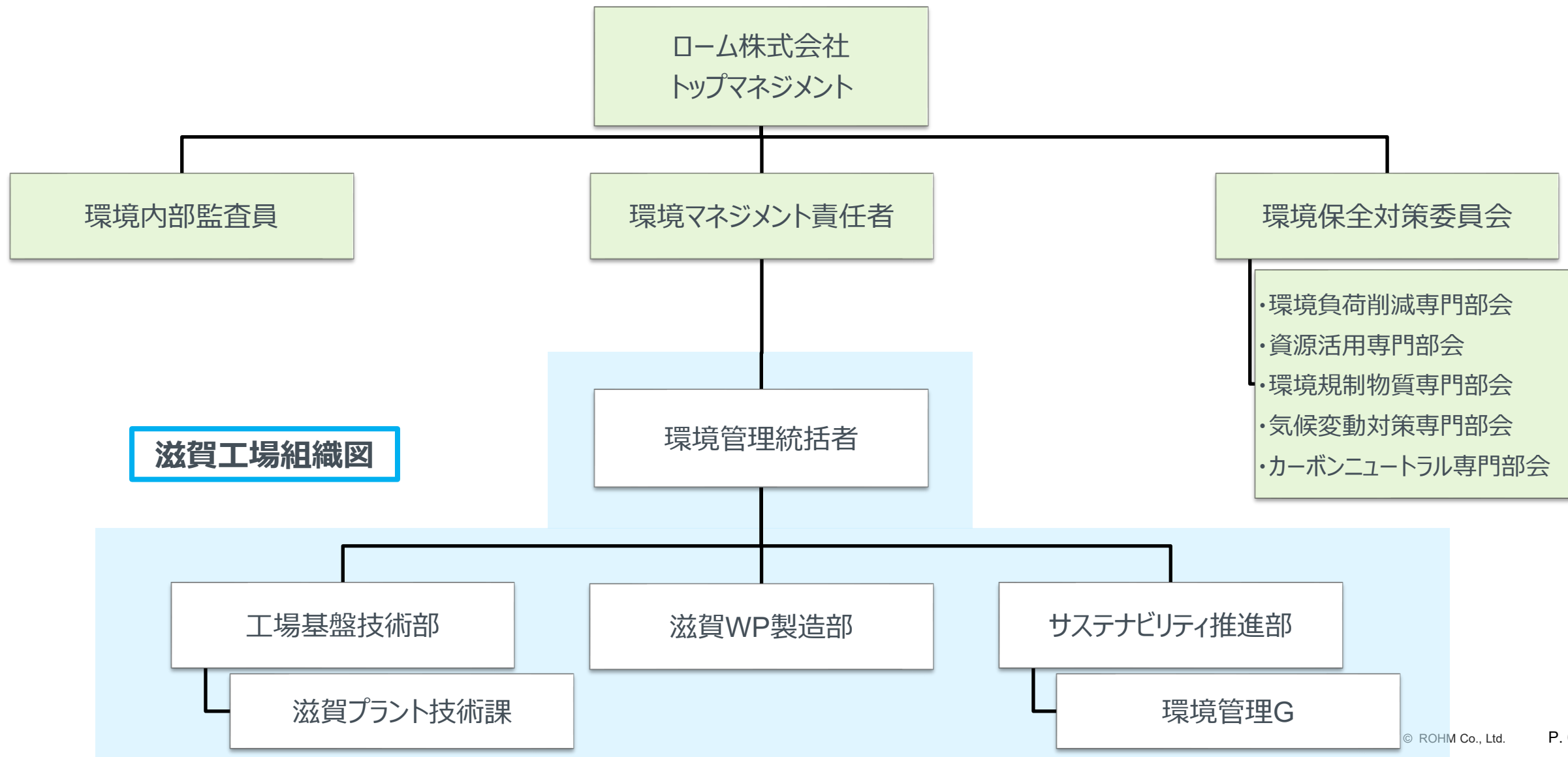
一般財団法人 日本品質保証機構
理事長 石井 裕 晶

Member of
IQNET

JQA

23.05 D7501206

- 環境管理活動を効果的・効率的に推進するための環境マネジメントシステム組織（EMS）により活動を行っております。



環境方針

『われわれは、つねに地球環境保全に配慮し、人類の健康的な存続と企業の恒久的な繁栄に貢献するものとする。』

1. 持続可能な社会の実現に向け、資源の有効活用を促進すると共に、環境汚染の予防と生物多様性に配慮し、環境保全活動に取り組む。
2. 環境パフォーマンス向上のため、環境目標の立案、実施計画の遂行、環境パフォーマンスの監視・評価をする一連の環境マネジメントシステムを確実に運用し、課題を継続的に改善する。
3. お客様の省エネ・小型化に寄与する環境配慮型製品を開発することで、環境問題等の社会的な課題の解決・軽減に貢献する。
4. 開発から調達・生産・物流・販売までの一連の事業活動を通し、環境負荷の最小化を追求するため、エネルギー・原材料・水資源の有効活用、温室効果ガス・廃棄物・水の排出量削減、材料や副資材に含まれる化学物質の確実な管理に取り組む。
5. 生活環境や地球環境に配慮する社員の育成と関係者の啓発に努める。
6. 国内外の環境法規制や地域協定及び、同意したお客様等の要求事項を遵守する。
7. 環境情報の適切な開示や地域環境への貢献により、ステークホルダーとの連携・協働を図る。

ロームはグループ全社に適用する環境方針を環境の国際規格ISO14001に準拠して 1997年10月20日に制定しました。

取組内容

◆ 法的要求事項への対応

- 全ての事業活動に関連する環境法規制や要求事項を確実に順守し自主的に環境負荷削減対策を推進します。

◆ 環境負荷低減活動

- CO₂対策として省エネや温室効果ガス排出削減、大気へ排出されるVOC排出量低減を図っています。

◆ 資源の有効活用

- 廃棄物の再資源化率99%以上をゼロエミッションと定め、維持及び100%を目指し活動しています。

◆ 水資源の保護

- びわ湖の水を工場の生産活動に利用し、循環利用した後、元の水よりもきれいな状態にしてびわ湖に戻しています。

◆ 社会貢献活動

- びわ湖の水資源への感謝を込め、びわ湖の清掃活動やヨシ刈りに参加しています。

項目	取組内容	主な概要																																								
法的要求事項への対応	排ガス、排水、騒音等 定期分析による管理	◆ 排ガス：1回／半年 ◆ 排水　：1回／月 ◆ 騒音・振動・臭気：1回／年 ⇒ 定期分析を上記頻度で実施																																								
		【大気分析】 排ガス処理施設出口を定期分析																																								
		<table><tr><th>測定項目</th><th>フッ素化合物 (mg/m³N)</th><th>塩素化合物 (mg/m³N)</th><th>N O_x (cm³/m³N)</th></tr><tr><td>大津市条例</td><td>3</td><td>40</td><td>120</td></tr><tr><td>社内管理基準</td><td>1.6</td><td>24</td><td>96</td></tr><tr><td>測定結果 (A 1)</td><td><0.1</td><td><1</td><td><5</td></tr><tr><td>測定結果 (B 1)</td><td><0.1</td><td><1</td><td><5</td></tr><tr><td>測定結果 (B 2)</td><td><0.1</td><td><1</td><td><5</td></tr><tr><td>測定結果 (B 3)</td><td><0.1</td><td><1</td><td><5</td></tr><tr><td>測定結果 (B 5)</td><td><0.1</td><td><1</td><td><5</td></tr><tr><td>測定結果 (B 102)</td><td><0.1</td><td><1</td><td>7</td></tr><tr><td>測定結果 (B 105)</td><td><0.1</td><td><1</td><td><5</td></tr></table>	測定項目	フッ素化合物 (mg/m ³ N)	塩素化合物 (mg/m ³ N)	N O _x (cm ³ /m ³ N)	大津市条例	3	40	120	社内管理基準	1.6	24	96	測定結果 (A 1)	<0.1	<1	<5	測定結果 (B 1)	<0.1	<1	<5	測定結果 (B 2)	<0.1	<1	<5	測定結果 (B 3)	<0.1	<1	<5	測定結果 (B 5)	<0.1	<1	<5	測定結果 (B 102)	<0.1	<1	7	測定結果 (B 105)	<0.1	<1	<5
		測定項目	フッ素化合物 (mg/m ³ N)	塩素化合物 (mg/m ³ N)	N O _x (cm ³ /m ³ N)																																					
		大津市条例	3	40	120																																					
社内管理基準	1.6	24	96																																							
測定結果 (A 1)	<0.1	<1	<5																																							
測定結果 (B 1)	<0.1	<1	<5																																							
測定結果 (B 2)	<0.1	<1	<5																																							
測定結果 (B 3)	<0.1	<1	<5																																							
測定結果 (B 5)	<0.1	<1	<5																																							
測定結果 (B 102)	<0.1	<1	7																																							
測定結果 (B 105)	<0.1	<1	<5																																							
排ガス処理施設																																										
B棟西 	B棟東 																																									

項目	取組内容	主な概要																												
法的要求事項への対応	排ガス、排水、騒音等 定期分析による管理	◆ 大津市条例基準に対し、規制値以下で社内管理基準を設け管理を実施																												
		【工場放流水の管理】																												
		<table><tr><th>測定項目</th><th>p H</th><th>BOD (mg/L)</th><th>COD (mg/L)</th><th>フッ素 (mg/L)</th><th>T-N (mg/L)</th><th>T-P (mg/L)</th></tr><tr><td>大津市条例</td><td>6.0~8.5</td><td>20</td><td>20</td><td>8</td><td>8</td><td>0.8</td></tr><tr><td>社内管理基準</td><td>6.5~8.0</td><td>7.5</td><td>10</td><td>6</td><td>4</td><td>0.4</td></tr><tr><td>測定結果</td><td>7.3</td><td>0.7</td><td>1.9</td><td>1.8</td><td>2.6</td><td><0.03</td></tr></table>	測定項目	p H	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	フッ素 (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	大津市条例	6.0~8.5	20	20	8	8	0.8	社内管理基準	6.5~8.0	7.5	10	6	4	0.4	測定結果	7.3	0.7	1.9	1.8	2.6	<0.03
		測定項目	p H	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	フッ素 (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)																						
		大津市条例	6.0~8.5	20	20	8	8	0.8																						
		社内管理基準	6.5~8.0	7.5	10	6	4	0.4																						
		測定結果	7.3	0.7	1.9	1.8	2.6	<0.03																						
		排水処理施設 																												
		排水処理施設として PH、F、P、N、CODを常時監視																												
		【騒音分析】																												
<table><tr><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="4">定点</th><th>クロス</th></tr><tr><th>朝 (6 : 00~8 : 00)</th><th>昼間 (8 : 00~18 : 00)</th><th>夕 (18 : 00~22 : 00)</th><th>夜間 (22 : 00~翌6 : 00)</th><th>6箇所 (10 : 00~15 : 00)</th></tr><tr><td>大津市条例</td><td>65dB</td><td>70dB</td><td>70dB</td><td>60dB</td><td>70dB</td></tr><tr><td>社内管理基準</td><td>60dB</td><td>65dB</td><td>65dB</td><td>55dB</td><td>65dB</td></tr><tr><td>測定結果</td><td>53</td><td>53</td><td>53</td><td>52</td><td>54</td></tr></table>	測定項目	定点				クロス	朝 (6 : 00~8 : 00)	昼間 (8 : 00~18 : 00)	夕 (18 : 00~22 : 00)	夜間 (22 : 00~翌6 : 00)	6箇所 (10 : 00~15 : 00)	大津市条例	65dB	70dB	70dB	60dB	70dB	社内管理基準	60dB	65dB	65dB	55dB	65dB	測定結果	53	53	53	52	54	
測定項目		定点				クロス																								
	朝 (6 : 00~8 : 00)	昼間 (8 : 00~18 : 00)	夕 (18 : 00~22 : 00)	夜間 (22 : 00~翌6 : 00)	6箇所 (10 : 00~15 : 00)																									
大津市条例	65dB	70dB	70dB	60dB	70dB																									
社内管理基準	60dB	65dB	65dB	55dB	65dB																									
測定結果	53	53	53	52	54																									
【振動分析】																														
<table><tr><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">定点</th><th>クロス</th></tr><tr><th>昼間 (8 : 00~19 : 00)</th><th>夜間 (19 : 00~翌8 : 00)</th><th>2箇所 (10 : 00~15 : 00)</th></tr><tr><td>大津市条例</td><td>65dB</td><td>60dB</td><td>65dB</td></tr><tr><td>社内管理基準</td><td>60dB</td><td>55dB</td><td>60dB</td></tr><tr><td>測定結果</td><td><30</td><td><30</td><td><30</td></tr></table>	測定項目	定点		クロス	昼間 (8 : 00~19 : 00)	夜間 (19 : 00~翌8 : 00)	2箇所 (10 : 00~15 : 00)	大津市条例	65dB	60dB	65dB	社内管理基準	60dB	55dB	60dB	測定結果	<30	<30	<30											
測定項目		定点		クロス																										
	昼間 (8 : 00~19 : 00)	夜間 (19 : 00~翌8 : 00)	2箇所 (10 : 00~15 : 00)																											
大津市条例	65dB	60dB	65dB																											
社内管理基準	60dB	55dB	60dB																											
測定結果	<30	<30	<30																											
【臭気分析】※臭気指数																														
<table><tr><th>測定項目</th><th>定点 昼間 (10 : 00~15 : 00)</th></tr><tr><td>大津市条例</td><td>15</td></tr><tr><td>社内管理基準</td><td>15</td></tr><tr><td>測定結果</td><td><10</td></tr></table>	測定項目	定点 昼間 (10 : 00~15 : 00)	大津市条例	15	社内管理基準	15	測定結果	<10																						
測定項目	定点 昼間 (10 : 00~15 : 00)																													
大津市条例	15																													
社内管理基準	15																													
測定結果	<10																													

◆ 環境異常想定訓練：1回以上/年実施
実績：5件（協力会社含む）
《薬品倉庫 IPA廃液タンク レベル計下部から漏液想定訓練》

緊急事態想定訓練 及び テスト実施報告書

実施年度: 令和5年度(2023年)		実施月: 10月	実施日: 10月10日
実施場所: 本庁舎	実施時間: 10時00分～11時00分	実施者: 消防課	実施内容: 緊急事態想定訓練
実施目的: 緊急事態発生時の対応能力向上		実施場所: 本庁舎	実施時間: 10時00分～11時00分

1. 訓練の概要

2. 訓練の目的

3. 訓練の場所

4. 訓練の参加者

5. 訓練の結果

6. 訓練の反省

2024年度 上期1	異常想定訓練 実施風景写真	実施プランク図表
------------	---------------	----------

テーマ: 製品倉庫 IPA施設タンク レベル計下部から漏洩想定訓練

① 参加者の集合



② 訓練開始の挨拶



③ プレクチュアール授業



④ 訓練開始の挨拶



⑤ 訓練開始の挨拶



⑥ 訓練開始の挨拶



項目	取組内容	主な概要								
環境負荷低減活動	CO2削減活動	◆ 改善施策を立案し、実行 ①A棟冷熱源最適自動制御による電力削減 《2024年度効果》 149(t-CO2)/年								
資源有効活用	廃棄物の適正管理	◆ 最終集積場パトロールの実施（1回/3ヶ月） ◆ 廃棄物処理委託業者の現地監査（2024年度8社実施）								
その他	環境保全活動に対する意識向上活動	◆ 社内教育：環境管理活動に関する教育（2回実施） ◆ 環境ボランティアの参加 * 琵琶湖市民清掃、ヨシ刈り等 琵琶湖市民清掃ボランティア 2024年6月30日（日） 悪天候にもかかわらず、7名の方がご参加くださいました。ご協力ありがとうございました！ 回収したごみの内訳 <table><tr><td>ゴミ袋</td><td>1袋</td><td>缶</td><td>1個</td></tr><tr><td>ペットボトル</td><td>1袋</td><td>燃えるごみ</td><td>1袋</td></tr></table> 市民ヨシ刈りボランティア ◎日時：令和7年3月26日（日）9：00～10：20 ◎場所：アウレオ琵琶湖 1月26日に市民ヨシ刈りボランティアが実施され、滋賀工場から30名の方が参加くださいました。冬場に地上の枯れヨシを刈り取ることは冬の鳥の巣に危険を与え、ヨシの保護育成に効果があるといわれており、水質浄化や生物を豊かに育むなど、様々な機能を誇るヨシ場を保全するため、ヨシ場を通して琵琶湖と私たちの生活との関わりを認識することを目的に大津市が平成2年度から「市民ヨシ刈り」で作業したヨシ場は、ヨシの生い茂った状態で使用されます。	ゴミ袋	1袋	缶	1個	ペットボトル	1袋	燃えるごみ	1袋
ゴミ袋	1袋	缶	1個							
ペットボトル	1袋	燃えるごみ	1袋							



Electronics for the Future